

「飲料自動販売機業者の協力により防犯カメラを設置できることがあります」

自治会・町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供することで、その売上や利益を活用して防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みを行っている事業者もいます。

地域防犯カメラ補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討される場合は、こうした事例も参考にしてください。

＜ご留意いただきたい点＞

- ・自治会・町内会が自ら設置場所を提供できることが前提となります。
- ・道路上、公園内、公共施設内などの公共空間には、自動販売機を設置することはできません。
- ・各事業者は、月に数百本以上の販売が見込める場所を設置条件としています。
- ・防犯カメラの種類、管理方法、契約期間などの条件は、事業者ごとに異なります。

※詳しい設置条件等については、各事業者へ直接お問い合わせください。

※事業者との間で問題が発生した場合、横浜市は責任を負いかねます。

※以下に記載するのは、当該事業を行っている事業者の一例であり、横浜市が特定の事業者を推奨するものではありません。

【事業者の一例】(市民局地域防犯支援課調べ R7.8.1現在)

(五十音順)

事業者	担当部署	資料等	問合せ先
アサヒ飲料株式会社	首都圏本部 自販機開発営業二部（担当者 石川）	資料1	0570-051-328
キリンビバレッジ株式会社	首都圏統括本部 首都圏支社横浜営業部（担当者 森脇）	資料2	090-5649-8963

※ご不明な点等がございましたら、市民局地域防犯支援課(671-3705)までご連絡ください。